

埼玉県報

第 2 6 3 1 号 平成26年9月24日 水 曜 日

目次

訓令

○ 埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令(農業支援課)

告示

- <u>和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業の事業計画の変更(第2回)(市街地整備課)</u>
- 県道本田小川線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 県道菅谷寄居線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

訓令

埼玉県訓令第十号

農林部

農林振興センター

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

うに改正する。 埼玉県農業共済組合検査規程(昭和四十三年埼玉県訓令第三号) の 一部を次のよ

を第十八条とし、 第十七条中「 他にもらし 第十六条の次に次の一条を加える。 て を「正当な理由が なく他に漏らして」 に 改 め、 同

農林水産大臣との連携)

第十七条 要な情報を共有し、 つて、 合及び農業共済組合連合会の双方に関係するものと知事が認める場合そ 事が検査の実施に当たつて農林水産大臣の協力が必要であると認める場合であ る疑い又は健全な事業の運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組 農林水産大臣と見解が一致するときは、 組合に法令、 相互に連携して検査を実施するものとする。 法令に基づいてする行政庁の処分若しくは諸規程に 知事は、 農林水産大臣と検査に必 の他知 達反 す

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千二百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により

土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

| 組合の名称

和光北インター 地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目の一部、 四丁目の一部、 五丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成二十六年九月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十六年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

本 田 小 川 線	路 線 名
番一地先まで地先から同郡同町大字今市字後宿五八九番一大里郡寄居町大字今市字後宿五八九番一	供用開始の区間
五八七 平成二十六年九月二十四日	供用開始の期日
平成二十五年九月二十日埼玉県野で告示した道路予定区域の供用開始である。	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十六年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

菅谷寄居線	路線名
番二地先まで 地先から同郡同町大字今市字地尻五九一 大里郡寄居町大字今市字地尻六三八番一	供用開始の区間
平成二十六年九月二十四日	供用開始の期日
平成二十五年九月二十日埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第七 号及び平成二十六年三月二十五 日埼玉県熊谷県土整備事務所長 世帯、第九号で告示した道路予定 区域の供用開始である。	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年二月二十五日

指令川建セ第二五〇一四五〇号

一検査済証番号

平成二十六年九月十八日

川建セ第二六〇〇九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字北原六百五十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町岩井東二丁目二十番地六メープルハイツ二〇三号室

岡 野 巧、岡 野 絢 子